



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 規 則 所管課(室)名  
新 行 政 推 進 室
- 長崎県組織規則の一部を改正する規則

## 規 則

長崎県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第24号の2

長崎県組織規則の一部を改正する規則

長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																		
(部長等) 第50条 略 2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>参事監(農村整備事業・<u>諫早湾干拓担当</u>)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>参事監(G7保健大臣<u>会合担当</u>)</td> <td><u>関係職員を指揮監督して重要なG7保健大臣会合に係る事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> 3～6 略	職	職務	略		参事監(農村整備事業・ <u>諫早湾干拓担当</u> )	略	参事監(G7保健大臣 <u>会合担当</u> )	<u>関係職員を指揮監督して重要なG7保健大臣会合に係る事務を掌理する。</u>	略		(部長等) 第50条 略 2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>参事監(農村整備事業・<u>諫早湾干拓担当</u>)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> 3～6 略	職	職務	略		参事監(農村整備事業・ <u>諫早湾干拓担当</u> )	略	略	
職	職務																		
略																			
参事監(農村整備事業・ <u>諫早湾干拓担当</u> )	略																		
参事監(G7保健大臣 <u>会合担当</u> )	<u>関係職員を指揮監督して重要なG7保健大臣会合に係る事務を掌理する。</u>																		
略																			
職	職務																		
略																			
参事監(農村整備事業・ <u>諫早湾干拓担当</u> )	略																		
略																			

### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所